

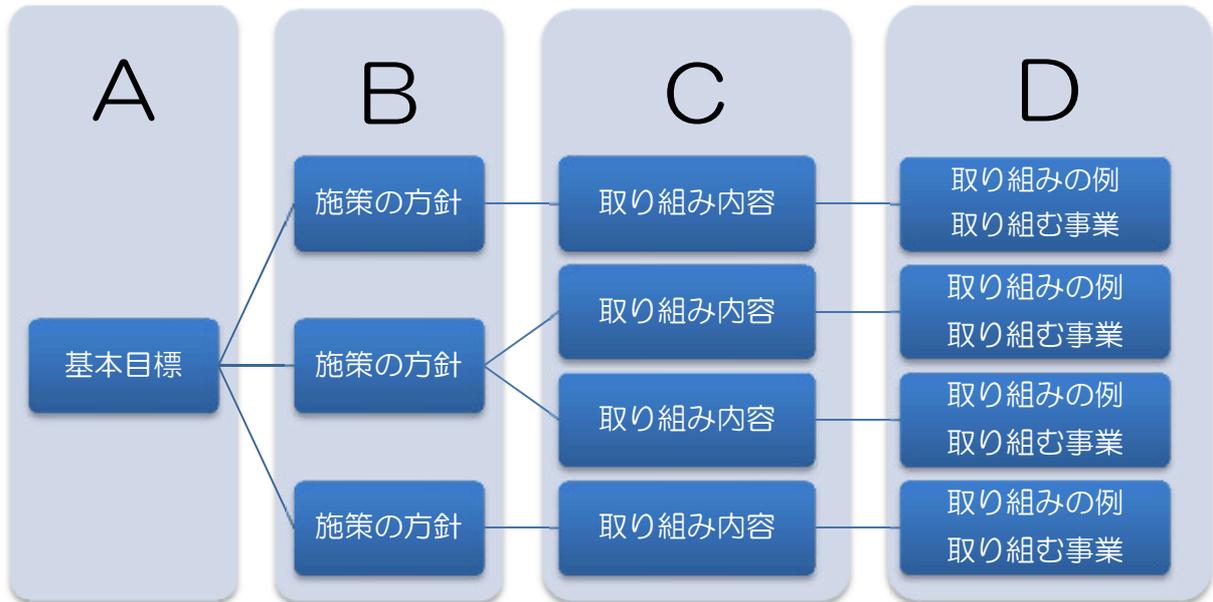
第二部

本論

本論の読み方

本論は、15～16頁記載の体系図をもとに構成されています。
本論を読み進めるにあたり、下記の説明をご参照ください。

○体系図の構成例



○本論の構成

A



基本目標○

「基本目標」についての説明を記載しています。

B

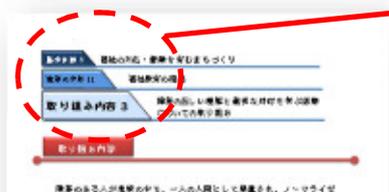


基本目標○

施策の方針○

基本目標に基づく「施策の方針」を記載しています。

C



基本目標○

施策の方針○

取り組み内容○

施策の方針に基づく「取り組み内容」を記載しています。

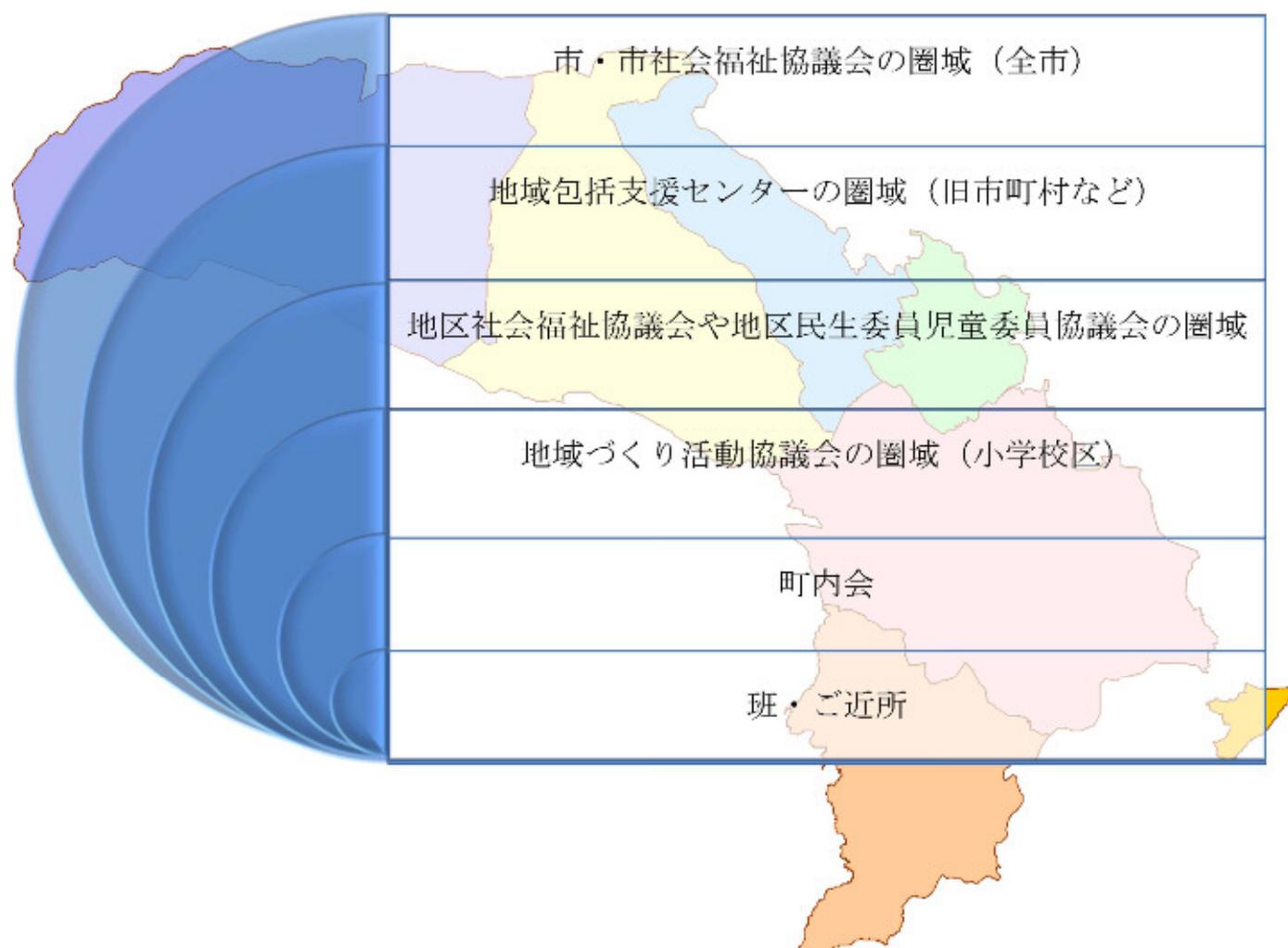
D



取り組み内容ごとに、地域の「取り組みの例」と市・社会福祉協議会の「取り組む事業」を記載しています。

地域の捉え方と取り組み主体について

本計画における地域福祉活動の圏域としては、以下の重層的な圏域をイメージしています。



近年、核家族化の進行、一人暮らし世帯や高齢者だけの世帯の増加などから、家族が支え合うことができない、または家族の支え合いが難しい世帯が増えています。

そのような世帯の方の場合、自身の身の周りに起こる生活課題について相談する相手として「近所の人」と考えている人が多いことが市民福祉意識アンケート調査の結果からうかがえます。

しかし、個人のライフスタイルや社会情勢の変化により、近隣住民との関係が希薄化していると言われており、かつてあった助け合いや支え合いがうまく機能しなくなっている地域があります。

一方、周りからの支援が必要な人たちの見守りや災害時の支援、買い物支援、移動の支援といった地域での助け合い、支え合いの必要性は増えています。また、高齢者や児童等の虐待や孤立死の問題など、地域における福祉課題の多様化も見られます。

こうした福祉課題に対応するには、地域の情報を正しく把握すること、そして、地域の人たちの助け合い・支え合いの輪を広げることが不可欠です。支援を必要とする人がどこにいるか、その人の状況はどのようなかなど、地域福祉を推進する上での基礎的な情報を的確に把握しておくことが必要です。

そのような状況の中、地域の福祉活動を担っている町内会の役員の方や、民生委員・児童委員（※用語解説）の方の役割がますます重要となっています。しかし、高齢化の進展と共に支援を必要とする人が増加し、また、福祉ニーズが多様化したこともあり、町内会役員や民生委員・児童委員だけの支援に頼る地域の福祉活動には限界があると思われま

す。しかも、こうした支援者たちの高齢化も問題になっています。

こうした地域の実情に鑑み、本市の地域福祉を推進していくためには、「地域で支え合い、助け合う力」を育てていく必要があると考えます。

本目標では、住民同士が連携するための仕組みや、地域で支え合い、助け合うための仕組み、さらに、地域での解決が難しい専門的な課題に対応できる仕組みづくりにも取り組みます。

施策の方針 1

ご近所の連携による支え合いの推進

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らすためには、同じ地域に住む人々の相互理解と、支え合いや助け合いができる環境が必要です。

福祉課題の多くは、かつては、家族や地域社会の力で解決されていましたが、個人のライフスタイルや社会情勢の変化などにより、近隣関係が希薄化した現在では、福祉課題を自分自身で抱え込んでしまうか、福祉事業者や行政に訴えることが多くなっています。しかし、災害時の対応や生活支援には、ご近所や町内会も巻き込んだ地域ぐるみで取り組む体制が不可欠です。

核家族化とそれに伴う一人暮らし世帯の増加により、家庭を中心とした福祉課題への対応が難しくなっている現在、「ご近所」は地域福祉の核として、あらためて注目されています。

以前のような「向こう三軒両隣」の助け合いを求めることは難しくなっていますが、一人ひとりが声かけや見守りなど、できることから取り組んでいくことにより、隣近所や友人、知人とお互いに助け合う関係を築くことができるようになり、このことが、今日の地域福祉のテーマであると考えます。

現状のご近所との付き合いについて、市民福祉意識アンケート調査では、「立ち話をする程度」28.0%が最も多く、次いで「あいさつする程度」25.9%、「親密に付き合っている」24.8%となっており、「ほとんど付き合いはない」などの回答割合は8.9%にとどまっています。

また、今後の近所付き合いについて、「今のままでよい」、「もっと広げたい」という回答が多くなっていることから、現在の顔見知り以上のご近所関係を今後も継続又は深めていきたいと考えている人が多いことがうかがえます。

ご近所で支え合うコミュニティ機能を再生できれば、ご近所との関わりの重要性についての理解を深め、一人暮らし高齢者への声かけや安否確認、災害時に周りからの支援が必要な人への支援なども可能になると考えます。

そうした地域の支え合い活動などの中で、その活動に携わる人が、喜びや生きがいを得られるよう、いかに地域福祉の取り組みを展開していくかが、重要であると考えられます。

取り組み内容

ご近所との顔合わせから始まる人間関係の構築と地域の交流は、地域福祉の推進には重要なことです。

ご近所が顔を合わせる機会には、廃品回収や道路清掃などの地域活動があります。これらの「ご近所に居住することによる緩やかな強制力」が働くイベントをきっかけとして、住民と住民の顔合わせが発生し、住民同士のつながりが強固になっている地域が見られます。

このことは、「自分たちの周りの環境を良くする」ための清掃活動・防犯活動の結果、住民同士の交流が深くなっていると考えられ、共通の目的による共同作業がご近所の交流を促進していると考えられます。

これらのことから、ある程度の「緩やかな強制力」を持った地域のイベントを活用し、ご近所の交流による人間関係を確実に形成していくための仕組みづくりに取り組みます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
ご近所連携の仕組みづくり	地域	○隣近所や地域の人と積極的にあいさつや声かけを行うようにし、近所付き合いを大切にします。
		○回覧板や広報高崎などの配布物はできるだけ手渡しするようにし、近隣同士のつながりづくりに努めます。
		○町内清掃など大勢が参加できる地域活動を定期的に実施するなど、地域住民のつながりづくりに努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
ご近所連携の仕組みづくり	市	<p>○地域で支え合う意識を醸成するための方策についての研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での支え合いの意識を醸成するため、市内の町内会等で行われている活動や福祉課題の把握に努め、助言や先進的な活動を紹介するなどの方策について研究します。

取り組み内容

「向こう三軒両隣」という言葉があるように、かつては、ご近所での日常的な支え合い、助け合いのコミュニティが活発に形成されていました。

その大きな要素の一つに、「軒下での会話」やお互いの家庭を行き来する「お茶飲み」などがあり、そこでコミュニティの基礎となる情報共有が図られていたと考えられます。

現在は、「向こう三軒両隣」という言葉に相互監視のようなマイナスのイメージを持つ人もいて、日頃の付き合いでは過度に干渉しないよう、「あいさつ程度」を心がけている人が多いことが、アンケート結果からもうかがえます。

しかし、このような過度に干渉しないご近所付き合いからか、隣近所に支援が必要な人や困っている人がいても、その情報がうまく伝わらないというえ、支援が必要な人も、ご近所への気遣いから、自らの生活課題を周囲に発信できず、抱え込んでしまう傾向が見られます。

近隣関係が希薄化していると言われる昨今ですが、ご近所で困っている人がいたときに、何か手助けをしてあげようとする人は多いのではないのでしょうか。

これらのことから、ご近所のつながりを強化するために、ご近所での新しい情報共有の仕組みづくりに取り組みます。

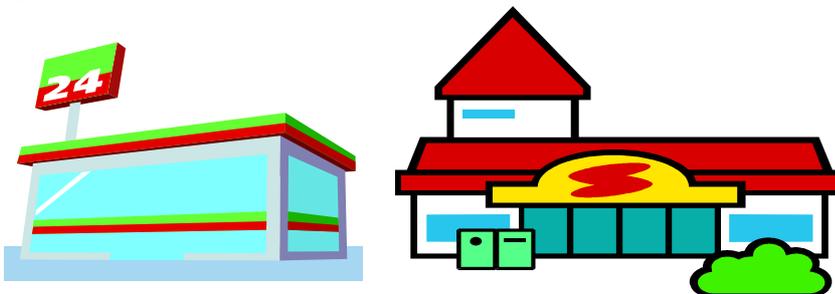
取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
ご近所の情報共有	地域	○ご近所の中で困っている人がいれば、声をかけ、何か手助けになることはないかを聞く、「御用聞き」の取り組みに努めます。
		○地域の行事や会議などの地域活動に積極的に参加し、地域の情報を把握し、共有するよう努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
ご近所連携の仕組みづくり	市	<p>○スーパーマーケット・コンビニエンスストア等を利用した地域情報の発信について研究</p> <p>・地域の住民が頻繁に立ち寄る、地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストアに、簡易掲示板の設置を依頼するなど、身近な地域の情報を発信するための、実現可能な方策について研究します。</p>

研究する事業

スーパーマーケット・コンビニエンスストア等を利用した地域情報の発信について研究

地域の住民が頻繁に立ち寄る、地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストアに、簡易掲示板の設置を依頼するなど、身近な地域の情報を発信するための、実現可能な方策について研究します。



地域の活動に参加してみようかな！



取り組み内容

近年では、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増え、また、重度障害者も入所施設などからの地域移行により、自宅などで暮らす人も増えていきます。

こうした世帯の中には、「近所にお店がない」「車の運転ができない」などの理由で、食料品等の日常の買い物に困難を抱える人や、近くの病院、集会所などへの外出が困難な人もいます。

そのような中、困りごとを抱える人に対する支援として、「ご近所の助け合い活動」に期待が高まっています。

これは、同じ地域に暮らす人たちにとって、買物先や病院、集会所などの社会資源は、ほぼ共通しており、良好なご近所関係が成立していれば、ご近所の人たちがちょっとした手助けを行う支援者として、一番身近な存在になりえると考えられるからです。

そこで、地域の住民、とりわけ、困りごとを抱える人の身近に住んでいる人たちが、日頃から良好な人間関係を築いて助け合う活動の推進に努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
ご近所助け合い活動の推進	地域	○ご近所同士で助け合い、困りごとを抱える人の買い物や外出などの支援を行うよう努めます。
		○民生委員・児童委員の訪問活動の中から、地域でも困りごとを抱える人の把握に努めます。
		○市が市社会福祉協議会に委託し実施する買物代行事業のボランティアとして、積極的に登録するよう努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
ご近所助け合い活動の推進	市 社会福祉協議会	<p>○高齢者等買物代行事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な買い物に困難を抱える高齢者等を対象に、社会福祉協議会に登録されたボランティアが日常生活用品の買い物を代行する「高齢者等買物代行事業」の充実に努めます。

施策の方針 2

地域の見守り体制の強化

現状と課題

地域に住む一人暮らし高齢者や障害者の見守り支援活動は、町内会役員やボランティア、民生委員・児童委員などが、地域包括支援センターや社会福祉協議会などと連携しながら行っています。

しかし、近年、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などが増え、見守りの対象となる方の数は増え続けています。また、高齢者の孤立死や子どもに対する虐待、自殺など、地域社会が抱える福祉課題は大変多く、また複雑になり、見守り支援活動を行う民生委員・児童委員などにかかる負担は増大する一方です。

そうした中、見守りから漏れてしまい、それらの課題が発見されないまま、深刻な事態となることもあります。

このような背景のもと、本市では、地域で悲惨な孤立死をなくすため、高齢者のご家庭に緊急通報装置と人感センサーを設置し、緊急時に備える、「高齢者等あんしん見守りシステム事業」に取り組んでいます。また、群馬県でも民間事業者・団体と関係機関が連携して、地域における見守り活動を行う、「群馬県地域見守り支援事業」に取り組んでおり、市は事業者等からの連絡先として、異変状況の確認などの対応を行っています。全国的にも見守り支援については深刻な課題となっており、早急な対応が求められています。

このため、地域においても個人情報保護に配慮し、本人の意思などを尊重しながら、支援に必要な情報を積極的に共有し、地域に住む一人ひとりが、見守りに関する問題が身近で発生していることを受け止め、協力し合って解決していくための仕組みが必要です。

取り組み内容 1

身近な人たちによる見守り

取り組み内容

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、日中は一人暮らし高齢者と同様になってしまう世帯などが増加しており、こうした高齢者が安心して生活することができるために、地域の見守り活動の役割は、ますます重要になってきています。

また、核家族化や両親の就労により、親（家族）が子どもを見守る時間が少なくなっていることもあり、事故や犯罪に巻き込まれる危険性が高まっていると言われています。子どもは地域の宝であり、次代を担う子どもたちの安心・安全は、地域ぐるみで見守ることが求められています。

このように、地域の見守り活動は、子どもの事故や犯罪からの防止や、また、高齢者の安否確認などの様々な役割を担っているほか、高齢者の孤立死や児童虐待・高齢者虐待など、目が届きにくい深刻な問題への防止効果も期待されています。

そこで、より身近な地域の住民や団体、機関が連携しながら、一人暮らし高齢者や子どもなど、見守りが必要な人を把握し、協力して見守っていく、地域の新たな見守りネットワークづくりに取り組みます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
身近な人たちによる見守り	地域	○見守り活動を円滑に行うために、普段からできるだけ密接な近所付き合いを行い、困っていることを気軽に言い合えるような環境づくりや、近況を把握する機会づくりに努めます。
		○小学校の登下校時のパトロール活動などを通じて、地域の子ども達を見守ります。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
身近な人たちによる見守り	市	<p>○地域での見守り活動の充実に向けた研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り活動の充実を図るため、町内会の活動や民生委員・児童委員、ボランティアなどを支援するための手立てを研究します。
		<p>○地域の班を活用した見守り活動の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で見守りを必要とする人を、個人情報に配慮しながら班で把握し、日常的に声かけを行うなど、普段から要支援者を見守っていただくよう、地域に働き掛けます。
		<p>○登下校時の見回り・見守りパトロールに合わせた高齢者の見守り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のPTAや保護者会等が行っている、子どもを対象とした登下校時のパトロールを推奨するとともに、高齢者の見守りも合わせて行えるような取り組みを働き掛けます。

取り組み内容

地域で亡くなられたことに近隣の方々が気づかず、相当な日数が経過した後に見つかるという、いわゆる「孤立死」という大変痛ましい事案が発生しています。

この孤立死は、高齢者世帯にとどまらず、障害者のいる世帯や働く世代のいる世帯でも起こっています。

孤立しやすい住民としては、特に高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が考えられ、体力の衰えなどで外出することが困難となり、ひきこもってしまうことで、孤立し、見守りの手が届きにくくなっている人たちがいます。

このような人たちが孤立しないためには、公的機関や民間の団体・組織等の限定された支援では限界があるため、普段から地域住民間での交流が図られていることが大切です。

ある自治体で、「近所の高齢者夫婦を最近見かけないので心配だ」との住民からの情報により、市職員が訪問したところ、死亡寸前であった高齢者を発見する、というような事例もありました。

もし、この高齢者が地域での日常の交流が全くなければ、誰にも気づかれず、最悪の事態となっていたかもしれません。

現在、市において一人暮らし高齢者の数は1万人を超えています。孤立する人を一人でも少なくしていくため、地域住民間での積極的な交流が促進されるよう取り組みます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組み例
孤立死ゼロに向けた体制強化	地域	○一人暮らし高齢者などが地域で孤立しないよう、普段から近所付き合いを密にし、困ったことを気軽に話し合えるような関係づくりや、近況を把握する機会づくりに努めます。
		○孤立している、または孤立しそうな住民の情報を把握し、地域での見守りや専門機関への情報提供など、適切な支援に努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
孤立死ゼロに向けた体制強化	市	○高齢者等あんしん見守りシステム事業の推進 ・一人暮らし高齢者などの自宅に「緊急通報装置」及び「安否確認センサー」を設置し、緊急時や異常事態に備える「高齢者等あんしん見守りシステム」（次ページ参照）のさらなる普及、利用者拡大を図ることにより、孤立死の防止に努めます。
		○地域で見守り活動を行うNPO法人等との連携 ・高齢者などへの見守りを兼ねた配食サービスを行うNPO法人や高齢者の自宅を訪問する企業などとの連携をさらに強め、社会全体で孤立死防止に取り組む気運を高めていくことについて検討します。
		○地域の見守り活動の働き掛け ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、孤立しそうな人たちに対し、日頃から近所の人たちに見守っていただくよう働き掛けます。

高齢者等あんしん見守りシステムの活用

- 1 高齢者等あんしん見守りシステムは、一人暮らし高齢者などの自宅に、「緊急通報装置」とトイレなどに人感センサーを設置し、一定時間人の反応がないと異常を知らせる「安否確認センサー」を設置することにより、異常事態に備えるものです。

受信センターが異常情報を受信すると、あらかじめ指定された近所の住民や民生委員・児童委員にその情報が伝わり、安否確認を行います。このシステムは、地域で高齢者を見守り、支え合い、孤立死などを防止するシステムです。

- 2 高齢者等あんしん見守りシステムの「緊急通報装置」の通報先である「あんしん見守りセンター」では、緊急通報以外の健康不安や困りごとの相談を受ける取り組みを平成26年1月から開始しています。



取り組み内容

近年、全国的に児童や高齢者、障害者への虐待が大きな問題となっています。なかにはその方たちの尊い生命が奪われる悲惨な事件も発生しています。

これらの背景には子育てや介護の方法に不安がある場合、保護者・養護者などが病気などをかかえている場合、失業などで家庭が経済的に困窮し生活に不安がある場合などがあり、弱い立場にある子どもや高齢者などが虐待を受けてしまう傾向があります。

虐待をしてしまう側も、精神的、経済的、身体的に追い詰められ、虐待に及んでしまうケースが多いと言われています。このため、虐待をしてしまう側への支援も、虐待の早期発見とあわせ、早急な対応が求められています。

国では、平成12年に児童虐待防止法を、平成18年には高齢者虐待防止法を整備し、平成24年には障害者虐待防止法も施行されました。

本市においても、虐待が発見された場合には、児童相談所等の関係機関と連携し、早期対応できる体制を整えています。

しかし、虐待は顕在化しないケースも相当数あると考えられ、早期発見のためには、虐待の現場に一番近い存在である地域住民の通告や通報が必要不可欠です。

そのため、市民が虐待や虐待の予防に関して正しい知識を持ち、虐待を発見した場合、通告・通報する義務があることを啓発するとともに、虐待を発見した場合には、ためらわずに通告・通報できる環境を整えるなど、地域ぐるみで虐待を見逃さないよう取り組みます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
虐待防止の啓発	地域	○「虐待」と「しつけ」の違い、虐待の防止方法などを学ぶ講演会や勉強会に積極的に参加するなど、虐待を防げる地域づくりに努めます。
		○虐待を発見した場合には、速やかに適切な専門機関に通報するよう、回覧板などを通じて呼び掛けます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
虐待防止の啓発	市	○オレンジリボンキャンペーンの強化 ・オレンジリボンキャンペーンをさらに普及啓発し、児童虐待の未然防止と、通報システムの周知など、適切に対応できる体制を進めます。
		○高齢者虐待に関する施策 ・地域包括支援センターを充実させ、高齢者の人権を守り、高齢者虐待の早期発見と防止の啓発活動を行うとともに、高齢者虐待に関する相談支援や避難措置などへの対応に努めます。
		○障害者虐待に関する施策 ・障害者虐待の通報先である「障害者虐待防止センター」の連絡先等のさらなる周知を図ります。また、市民に対する障害者虐待防止に関する啓発活動を行います。

インフォメーション

虐待とは、「殴る・蹴る」などの身体の安全をおびやかすものだけではなく、性的虐待、保護・介護の放棄・拒否（ネグレクト）、心理的虐待、言葉による虐待、経済的虐待など、さまざまなものがあります。それらが理解されていないために、自分の身の回りで発生している虐待を知らず知らずに見逃していたり、虐待と気付いていても通告・通報する義務があることを知らずに、必要な行動を取らなかったり、ためらったりするケースも多くあると考えられます。通告・通報した人の情報が法律によって保護されることもあまり知られていません。

市では、特に児童虐待に対して、その未然防止と早期発見を促進するため、虐待防止の運動を広めるオレンジリボンキャンペーンを行っています。

市民が安心して暮らすためには、重大な権利侵害である虐待について、正しい知識を広く啓発することで市民の理解を深め、虐待発生の予防を進める取り組みを強化します。

施策の方針 3

地域の福祉活動の充実

現状と課題

本節の基本目標である「地域で支え合い、助け合う福祉のまちづくり」を具体的に推進していくためには、地域の福祉活動の充実が欠かせません。

そのためには、まず、人と人とのつながりが希薄になっている現状において、連帯感を育み、地域住民一人ひとりが支え合い、助け合う意識を高めることが大切です。

さらに、各地域で福祉活動を行っている住民や各種団体、町内会、ボランティア団体、NPOや公的なサービスを行っている福祉施設等を、地域福祉活動の中心的な役割を担ってくれる人の手により有機的につなげ、地域福祉活動を充実させていくことも必要です。

しかし、地域で抱える福祉課題は多様化しており、これまで行っていた福祉活動では対応できないケースが出てきています。

そのため、隣近所や町内会単位でのつながりも重要ですが、人と人とが、もう少し広いつながりを持てる範囲として、小学校区や中学校区などでの福祉活動の取り組みも大切です。

現在、広域の地域活動を行う組織として、各小学校区に各種団体の横断的組織である地域づくり協議会や、小学校区に近い区域で地区社会福祉協議会が組織されています。

このような組織には、専門的な知識や技術を伴う活動や、新たな福祉活動の展開が求められますので、次の3つの目的を達成するための取り組みが必要です。

- 1 地域福祉を担える人材の確保
- 2 福祉活動を検討する場の確保
- 3 各組織の活性化

さらに、地域における地域福祉活動が円滑に進むよう、上記3つの取り組みに加え、住民同士や住民と関係機関とのネットワークづくりや、地域の福祉課題を解決するための人的、物的資源の調整などを進めていく必要があります。

取り組み内容

現在、地域の福祉活動を担う人材、特に若い世代の人材不足が懸念されています。理由としては、地域の組織や活動に関わるのが苦手な人やわずらわしいと思う人、また、仕事が忙しいなどの様々な理由で地域福祉活動に参加できない人がいることなどがあげられます。

多くの人々が地域福祉活動に関心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるきっかけを作り、活動できる人を増やしていく取り組みが必要です。

さらに、地域福祉活動を充実させ、それらを継続させるためには、活動できる人の確保と併せ、活動において中心的な役割を担う人材の育成も大変重要であり、効果があるものと思われまます。

そこで、地域の福祉活動で中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図ります。

また、地域における福祉活動を円滑に進めるためには、市民同士や市民と福祉関係機関とのネットワークづくり、地域の福祉課題を解決するための専門スタッフの派遣など、支援を進めます。

こうした地域福祉活動の支援や調整を行うのが「コミュニティソーシャルワーカー」(※用語解説)です。

コミュニティソーシャルワーカーは、市民からの相談に対して、専門家や福祉サービス提供者、ボランティアグループ等との連携を図り、対応できる団体や関係機関につないだり、地域福祉活動に関わる者によるネットワーク形成を図るなど、地域における福祉活動を支援・促進する役目を担っていくものです。

このコミュニティソーシャルワーカーの役割を市社会福祉協議会の職員が担うことにより、地域福祉の中心的担い手として活動する取り組みを行います。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
地域福祉の中心的担い手の育成	地域	○知識や経験が豊富で地域の福祉活動に参加できる、新たな人材（特に、職を退いて間もない団塊の世代の人たち）を地域で把握し、発掘することに努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
地域福祉の中心的担い手の育成	市	○地域の福祉人材発掘の支援 ・地域の福祉活動に参加できる人材を発掘するために、広報や高齢者向けのガイドブックなどの情報発信ツールを用いて、町内会や地域の福祉活動団体等の活動を紹介するなど、地域の人材確保を支援します。
	社会福祉協議会	○地域福祉を担う職員の育成と配置 ・地域福祉推進のリーダー役、調整役、進行役を担う人材として、職員がコミュニティソーシャルワーカーのノウハウを身につけるための研修を行うとともに、研修を受けた職員の地域への配置について検討します。

コミュニティソーシャルワーカーとは？

支援を必要とする人の個別の課題や地域の福祉課題を的確に把握し、市や社会福祉協議会などの関係機関、福祉関係者などと連携しながら、福祉課題の解決に導く「つなぎ役」の役割を担う、専門スタッフのことです。

市社会福祉協議会では、さまざまな福祉課題の解決を図るための新たな仕組みづくりの一環として、各地域にコミュニティソーシャルワーカーの研修を受けた職員を配置することを計画しています。

取り組み内容

第1次ベビーブーム期（1947～1949年）に生まれた、いわゆる「団塊の世代」は、戦後の高度経済成長期に働き盛りを迎え、大量消費時代、高学歴化、サラリーマン化、都市化といった戦後の大きな変化を経験してきました。この団塊世代は、2012年以降に65歳に達し始め、職を退く方が大勢いると考えられています。

団塊の世代には、これまで社会の様々な分野の第一線で活躍してきた経験を生かし、今後の超高齢社会を先導する役割と、地域福祉を支えるマンパワーとして、社会貢献活動の分野における活躍が期待されています。

市民福祉意識アンケートからも、団塊世代の人たちを地域福祉の新たな担い手として期待する意見が多く挙げられています。

ここでは、団塊の世代に焦点を絞り、この世代の人たちがこれまで培ってきた知識や経験、ネットワークを活かし、社会貢献活動や地域福祉活動に積極的に参加することのできる取り組み、また、新たな生きがいの発見となるような取り組みを検討します。

インフォメーション

統計からは、2007年や2012年に限って突然に大量の退職者が発生したわけではないということが分かります。この意味で、「2007年問題」も「2012年問題」も、社会全体の労働供給の視点から見れば、いずれも単年の問題としては深刻なものではありません。

しかし、仕事をしている人や探している人（男性）の割合は、60歳から67歳にかけて、9割から5割に徐々に低下していきますので、この期間にわたって、それに相当する数の退職者が発生することになります。

つまり、「団塊の世代」の最年長層である1947年生まれが60歳になった2007年から、最年少層である1949年生まれが67歳になる2016年頃まで、およそ10年間にわたって、巨大なボリュームの人口の中から相当の数の退職者が発生することになるのです。

この意味で、「2007年問題」や「2012年問題」というよりも、2007年から2016年頃にわたる「団塊世代退職の10年問題」（2007～2016年問題）とでもいう方が、適当かもしれません。（出典：1996 総務省統計局統計 Today No.32 より）

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
団塊世代・高齢者の社会参加の促進	地域	○団塊世代の人たちに対して、福祉活動に関する関心や、活動参加の意思の有無などを地域で把握するため、町内会や地域づくり活動協議会などによるアンケートの実施を検討します。
		○団塊の世代の人たちが地域で活躍する場として、町内会の役員を担うことなど、積極的な活躍を呼びかけます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
団塊世代・高齢者の社会参加の促進	市	○団塊世代・退職者の社会貢献活動の支援 ・主に団塊の世代や退職者の方々を対象に、地域で積極的な地域福祉活動を行っている人・団体の紹介や地域にある社会貢献活動の場、福祉活動、さらに趣味・サークル活動などを紹介するガイドブックの作成など、その方策について研究し、団塊世代の方々が、社会貢献活動を円滑に始めるための支援に努めます。
		○長寿会の会員増加に向けた方策について研究 ・新規加入者が少なく、活動が弱まる傾向にある長寿会の活性化を図るため、比較的若い団塊の世代などの高齢者にも加入いただくための方策について研究し、長寿会の活性化や社会貢献活動の推進を支援します。

取り組み内容

近年、地域における人と人とのつながりが希薄になるなど、地域コミュニティの喪失が問題になっています。地域において、地域福祉活動を充実させていくためには、地域住民がお互いに積極的な関わりを持ち、自分たちの地域の福祉課題について話し合う場が必要です。

そこで、住民同士がつながるきっかけとなる取り組みを推進します。

また、地域住民などによる福祉活動と専門機関による公的な福祉サービスの連携のために、地域と専門機関等との情報共有・協働のプラットフォームとなるネットワーク構築に関する取り組みを進めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
身近な地域で話し合う場づくり	地域	○地域の福祉課題を把握し、その課題について身近に話し合える場を設けるよう努めます。
		○地域の会合の場などを活用し、町内会役員と民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、長寿会、婦人会などの地域の福祉活動の担い手や団体が、一堂に会する機会の創設、また、情報共有及びネットワークの構築に努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
身近な地域で話し合う場づくり	市	<p>○地域の課題解決のための機会の充実を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広く地域の福祉課題を話し合う場として、地域たすけあい会議（※用語説明）を活用し、区長のほか、地域で高齢者支援などを行うNPO法人やボランティアグループ等、福祉関係者に出席を依頼するなど、地域の課題解決のための機会の充実に向けた検討を行います。
	社会福祉協議会	<p>○「地域たすけあい会議」の主体的運営を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域たすけあい会議に職員が主体となって関わり、会議運営を行なう仕組みづくりを検討します。 ・地区社会福祉協議会が「地域たすけあい会議」の運営主体となりうるよう、必要な支援を行います。

取り組み内容

市内のどの地域にも設置され、地域福祉やまちづくりについて地域が主体となって話し合う場として、地区社会福祉協議会や地域づくり活動協議会があります。

地区社会福祉協議会は、町内会を基盤とした住民主体の福祉活動の組織として市社会福祉協議会が活動を支援し、地域の特色に合わせた事業を行うことで「市民による福祉活動」を推進しています。

地区社会福祉協議会の活動のけん引役として、地区の民生委員・児童委員などが果たしている役割は、とても大きくなってきています。

しかしながら、地区社会福祉協議会をさらに発展させていくためには、地区の民生委員・児童委員や福祉への関心の高い一部の住民だけでなく、すべての住民を巻き込む必要があります。

また、地域づくり活動協議会は、小学校区を単位とする組織で、市内に58か所の協議会が設置され、地域の歴史や伝統文化の継承のための行事、芸能文化祭、スポーツ大会などを行っています。

さらに、防犯活動や青少年の健全育成活動、高齢者支援活動など、地域の福祉活動も行っています。

こうした、地域に根ざした地域づくり活動協議会の活動を支援し、活性化を図ることで、実効性のある地域福祉の推進が期待できます。

今後は、地区社会福祉協議会や地域づくり活動協議会の活動内容や役割などを広く周知し、住民が主体的に参加し、両協議会が地域づくりの核となるような取り組みを行います。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
地域の福祉活動を担う団体の活性化	地域	○地区社会福祉協議会や地域づくり活動協議会の組織の中に、地域福祉を担当する部会を設置することを検討します。
		○地区社会福祉協議会と地域づくり活動協議会との連携を図り、地域福祉活動の充実に努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
地域の福祉活動を担う団体の活性化	市	<p>○地区社会福祉協議会や地域づくり活動協議会の活動内容の周知と情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉活動の活性化を図るため、地区社会福祉協議会や地域づくり活動協議会の先進的な活動内容、取り組みなどを他の地区社会福祉協議会等に紹介し、さらに団体間の情報が共有されやすくなるための仕組みづくりを行います。
		<p>○スーパーマーケット・コンビニエンスストア等を利用した地域情報の発信の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民が頻繁に立ち寄る、地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストアに、簡易掲示板の設置を依頼するなど、地区社会福祉協議会や地域づくり活動協議会の活動など、身近な地域の情報の収集と発信を図るための研究を行います。
	社会福祉協議会	<p>○地区社会福祉協議会の地域支援活動への協力・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区社会福祉協議会の地域の福祉活動に対して、地域福祉の推進役である市社会福祉協議会の専門的立場から協力、支援を行います。
		<p>○地区社会福祉協議会の活動計画策定への相談・援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区社会福祉協議会の地域福祉活動の活性化を図るため、自ら活動計画の策定や活動体制づくりを行うことにより、活動内容や目標を明確にし、地域における地域福祉の推進母体となるよう、その策定等の作業に対して相談、援助を行います。
		<p>○地域づくり活動協議会への職員の派遣を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動協議会による地域福祉活動を活性化するため、職員を派遣し、活動を支援していくことを検討します。

取り組み内容

市社会福祉協議会は、「地域福祉の推進」を目的とする団体として、その区域内における社会福祉事業者や社会福祉活動者が参加し、社会福祉事業の企画と実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のために、必要な援助等を行うものとされています。

「地域福祉の推進」と一言に言っても、その範囲は福祉、環境美化、交通問題等、その地域に暮らす住民の福祉課題やニーズに応じて、広範囲にわたっています。

それだけに、地域支援を行う事業推進にあたっては、社会福祉協議会のみならず、様々な団体・組織、住民との協力・連携が必要となり、職員にも専門的知識やネットワークの構築等が求められます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
社会福祉協議会による地域支援	地域	○社会福祉協議会が実施する地域での活動に参加するよう努めます。
		○社会福祉協議会が関わる地域住民の課題の解決に向けて協力するよう努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
社会福祉協議会による地域支援	社会福祉協議会	<p>○地区社会福祉協議会の活性化に向けた伴走型支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会の活動を活性化し地域福祉の素地を作っていくため、モデル指定した地区社会福祉協議会に市社会福祉協議会の職員が伴走的に関わることで、地区社会福祉協議会の活動を推進します。
		<p>○地域支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が抱える福祉のニーズに対し、公的サービスや非公的サービス、関係団体等との調整を行ったり、住民や地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、サロン等に深く関わりながら、地域住民と共に地域を良くする仕組みを考えます。

施策の方針 4

住民相互の交流活動の支援・推進

現状と課題

地域での人と人とのつながりを強めるためには、さまざまな交流を進めることが大切です。そのためには、誰もが気軽に入っていける、身近な地域での交流の場や機会があることが望まれています。

地域で行われる日常的な交流活動というと、町内会・自治会単位での集まりや、同世代の子どもを持つ育成会やPTAの会合、またサークルや同好会など同じ趣味を持つグループ、高齢者の会食会など多種多様です。

こうした交流活動の場として、現在、市内には中央公民館を中心に5つの中規模館、38か所の地区公民館のほか、各町内で自主的、自律的に設立・運営されてきた町内公民館があります。このほかにも、市民活動センターや各町内会の集会所などの施設がありますが、市民福祉意識アンケートでは、「公民館以外でも集会所のような地域活動の場を増やす必要がある」、「気軽に集まれる場所が欲しい」という意見が寄せられました。

活動拠点については、地域福祉活動をする人にとっても、その活動によるサービスを受ける人にとっても、身近で気軽に安心して利用（活動）できる場所が望まれます。

また、高齢者にとって一人さびしく過ごすよりも、「ふれあい」を持ち、笑顔があふれる明るい生活をおくることは皆が望むことです。

市内には、平成25年4月現在、高齢者のための「ふれあい・いきいきサロン」が286箇所で開催されており、高齢者が地域において楽しみながら交流し、社会参加する場として多くの人に利用されています。

しかし、開催される日数が少なかったり、孤立しがちで見守りが必要な高齢者が参加していないなど、いくつかの課題もみられます。

地域の方にとって、より身近で足を運びやすいサロンとなるような仕組みづくりが必要です。

取り組み内容

地域福祉の活動については、支え合いや助け合いをしなければといった義務的な印象を持ってしまいがちで、そのことで負担感を覚え、活動に参加する一歩が踏み出せない人も多いのではないのでしょうか。

地域福祉活動は決して強制されるものではありません。福祉や助け合いといった視点にしばられることなく、地域における楽しみや生きがいの機会そのものを増やしていく、という発想により、交流が活発に行われることが、お互いを知り、活動の輪が広がるための第一歩になると考えられます。

このことから、楽しみや生きがいづくりの場、笑顔があふれる交流の場として、公民館や地域の集会所、空き家などの有効活用のための支援に取り組めます。

さらに、地域において、悩みを共有したり、相談する場を希望する高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者等が参加する「ふれあい・いきいきサロン」は、住民が主体となって企画し自主的な運営を行うサロン活動です。

サロンに参加することで喜びが生まれ、生きがいや社会参加意欲が高まり、近所に知り合いが増えることで、日常でも声をかけ合うなどの交流が生まれます。

一人暮らしの高齢者をはじめ、すべての人が地域の中で孤立することなく、安心して暮らせるように、地域においてサロン活動が充実し、活発化するような取り組みを行います。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
地域の交流の場づくり	地域	○地域の実情に応じた身近な交流場所として、新たに小学校や空き家などの活用に努めます。
		○地域の身近な交流場所については、回覧板などを活用して周知に努めます。
		○回覧板などを活用し、地域の交流活動への参加を積極的に呼び掛けます。
		○休耕地などを活用し、農作業や花の植栽などを通じた地域の交流促進を検討します。
		○趣味のサークルや同好会活動を活発化し、地域住民の交流を促進します。
		○ふれあい・いきいきサロンが未開設の地域は、サロンの開設に努めます。
		○ふれあい・いきいきサロンの運営内容につき、福祉施設との連携など、新しい取り組みを検討します。
		○ふれあい・いきいきサロンとふれあい・子育てサロンの連携など、世代間が交流できるような取り組みを検討します。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
地域の交流の場づくり	市	<p>○ふれあい・いきいきサロンの運営を支援</p> <p>・市社会福祉協議会への補助を通して、市内各地で開かれているサロンの運営を支援します。</p>
		<p>○空き家を活用した地域サロンへの助成</p> <p>・高齢者や子育て世代、障害者などの交流の場として、空き家などを活用する場合の改修費や家賃を助成する事業を行います。</p>
	社会福祉協議会	<p>○ふれあい・いきいきサロンの開設・継続の支援</p> <p>・新たに開設するサロンの支援や活動の継続支援を行います。また、開設のない地域には、サロンの開設を呼び掛けます。</p>
		<p>○ふれあい・いきいきサロン活動費助成事業の継続</p> <p>・サロンの助成を継続実施し、活動の支援を行います。</p>
		<p>○ふれあい・いきいきサロンの調査・分析</p> <p>・サロンの調査・分析を行い、サロンの効果やニーズの把握に努めます。</p>
		<p>○ふれあい・いきいきサロンの充実に向けた体制づくり</p> <p>・熱意のある地域の協力者やNPO法人などに積極的に協力を働き掛け、充実したサロン運営を継続するための体制づくりに努めます。</p>
		<p>○ふれあい・いきいきサロン内容の充実支援</p> <p>・サロンで活用できるメニューを提供し、内容充実のきっかけや自主的に開催できる環境整備に寄与します。</p>
		<p>○ふれあい・いきいきサロン交流研修会の開催（サロン推進連絡会）</p> <p>・市内各地でのサロン活動のより一層の普及、啓発を図ることを目的に、サロン交流研修会を開催します。</p>

取り組み内容

地域には様々な組織・団体があり、それぞれが地域に根付いた活動を展開しています。こうした組織などの活動が地域福祉を推進する原動力になっています。

また、地域にはそれぞれ特性があり、様々な伝統的行事や交流事業、環境美化や地域防災、地域福祉などの地域活動が行われています。

とりわけ、地域の身近な自治組織が町内会です。地域住民のつながりを高めるためにも、地域の活動に積極的に参加することが求められています。

このため、地域のつながりや地域活動の大切さなどをイベントや行事などを通じて普及啓発に努めます。また、これらの地域活動に多くの市民が理解を示し、楽しく協力していけるよう参加を促進します。

さらに、より活発な地域活動を推進するために、町内会活動や地域行事への支援、転入者への地域情報の提供などに積極的に取り組みます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
地域の活動への積極参加	地域	○回覧板などを活用し、地域活動への参加を呼び掛けます。
		○町内清掃などの地域活動に積極的に参加するよう努めます。
		○地区の芸能祭や文化祭などの行事に積極的に参加するよう努めます。
	市	○町内会活動の参加促進の啓発 ・町内会の伝統的な行事やイベントに地域の住民が積極的に参加していただくための啓発や情報提供を行います。

近年、本市でもボランティア等の活動が活発に展開されてきており、公的なサービスでは賄いきれない地域のニーズにも、柔軟に対応している地域もあります。

しかし、今後ますます多様化することが予想される地域の福祉課題に対応していくためには、例えば隣近所でゴミ出しや電球の交換など、高齢者にとってちょっとした困りごとがある場合に、福祉サービスとして利用するのではなく、近くの人が気軽に手助けをしたり、ボランティアと地域の住民が協力して、困りごとを抱えた住民や地域の課題を解決していくことが望まれます。

また、ボランティアセンターや市民公益活動促進センターでは、市民の主体的な公益活動の支援を行っていますが、地域の人たちがさらにボランティア等の活動に参加しやすくなるような仕組みづくりも重要です。

「市民福祉意識アンケート」結果によると、ボランティア・市民活動について、8割以上の方が、「参加していない」と回答しています。

しかし、「参加していない」と回答した人のうち、半数以上の方が「参加したいが仕事が忙しい」、「やってみたいがきっかけがない」など、興味はあるが、第一歩を踏み出せない人が多いことがうかがえます。

これらのことから、誰もが気軽にボランティアに参加できるよう、ボランティアに関する講座の開催や情報の発信、活動の場と機会の確保など、活動参加へのきっかけづくりや環境整備を推進します。

施策の方針 5

ボランティア活動・市民活動等の推進

現状と課題

地域でのさまざまな福祉課題に対応するためには、公的な福祉サービスだけではなく、ボランティア活動や市民公益活動（※用語説明）などが大きな力となるため、それらの活動をはじめとする多様な市民活動が活発にかつ継続的に行われていくことが必要です。

しかし、活動の拠点となる場がなかったり、活動についての情報が十分に提供されていなかったり、充実した環境が整っているとはいえない現状があります。

現在、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターと市が設置する市民公益活動促進センターでは、ボランティア活動に関する相談や、ボランティアの育成、活動支援、ボランティア活動についての啓発や情報提供などを行っていますが、本市におけるボランティア登録者数や活動の実績は十分なものとは言えない状況です。

今後は啓発・周知活動を充実させ、ボランティア活動に参加する市民を増やす施策を実施するとともに、他の相談機関などと連携し、地域でのボランティア活動をはじめとする多様な市民活動を支援することが必要です。

さらに、ボランティアグループやNPO法人などの市民活動団体同士の情報共有や交流、連携のための支援も検討していきます。また、健康づくり活動や生涯学習活動、スポーツ等の趣味の活動など、さまざまな分野で活動しているグループとの交流や連携を図ることで、多くの人が、ボランティア活動に興味を持ち、気軽に楽しんで参加することができるような仕組みづくりが必要です。

取り組み内容

平成25年2月に実施した、「市民福祉意識アンケート」では、「現在、ボランティア・市民活動をしていますか」との問に対して、8割以上の人が「していない」と答えています。

しかし、その「していない」と回答した人でも、半分程度の人が「ボランティア・市民活動をしたい」と答えていることから、興味はあるが第一歩を踏み出しにくい人が多いことが分かりました。

こうしたことから、ボランティア活動の意義や内容のPRを積極的に行うとともに、ボランティア情報を広く発信し、市民の関心や参加意欲を高め、第一歩を踏み出してもらうための方策を検討します。

さらに、年齢や性別に関係なく、個人で気楽に活動に参加できる環境の整備をすることも必要と考えます。身近な地域でボランティア活動に参加しやすい体制づくりを推進します。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
ボランティア活動・市民活動の啓発と支援	地域	○地域のボランティアなどの活動状況やボランティアニーズについて、回覧板などを活用して周知するよう努めます。
		○地域ぐるみでボランティア活動や地域の福祉活動を支援するよう努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
ボランティア活動・市民活動の啓発と支援	市	○市民公益活動の促進 ・市民公益活動団体の構成員、及び市民公益活動に関心のある市民を対象に、資金調達、助成金制度の基礎知識について学ぶ講座の開催などに努めます。
		○民間企業、NPO団体と協働したボランティア養成講座の実施を検討 ・積極的なボランティア活動などを行っている市内の民間企業やNPO団体において中心的役割を担っている人材を講師としたボランティア講座を開催することを検討します。
	社会福祉協議会	○ボランティアグループやNPO法人への協力・支援 ・ボランティアグループやNPO法人の相談に応じ、必要な協力や支援を行うことにより、ボランティアセンターとのパートナーシップの構築及び各グループの発展に寄与します。

取り組み内容 2

ボランティア活動等の情報の収集と提供

取り組み内容

本市では様々なボランティア活動が行われています。ボランティア活動をさらに拡大、活性化させるには、また、ボランティア未経験の人が第一歩を踏み出すためにも、どのようなボランティア活動があるのか、誰がどのような支援を必要としているのか、といった情報の発信と収集が大変重要です。

まずは、それらの情報を幅広く収集することが求められます。

さらに、それらの「ボランティアによる支援を必要としている人・場所」の情報を地域の人がいずれも簡単に入手することができて、ボランティアをしたい人が自身の身近なところで参加する機会を得られることにより、活動の輪がさらに広がっていくものと考えられます。

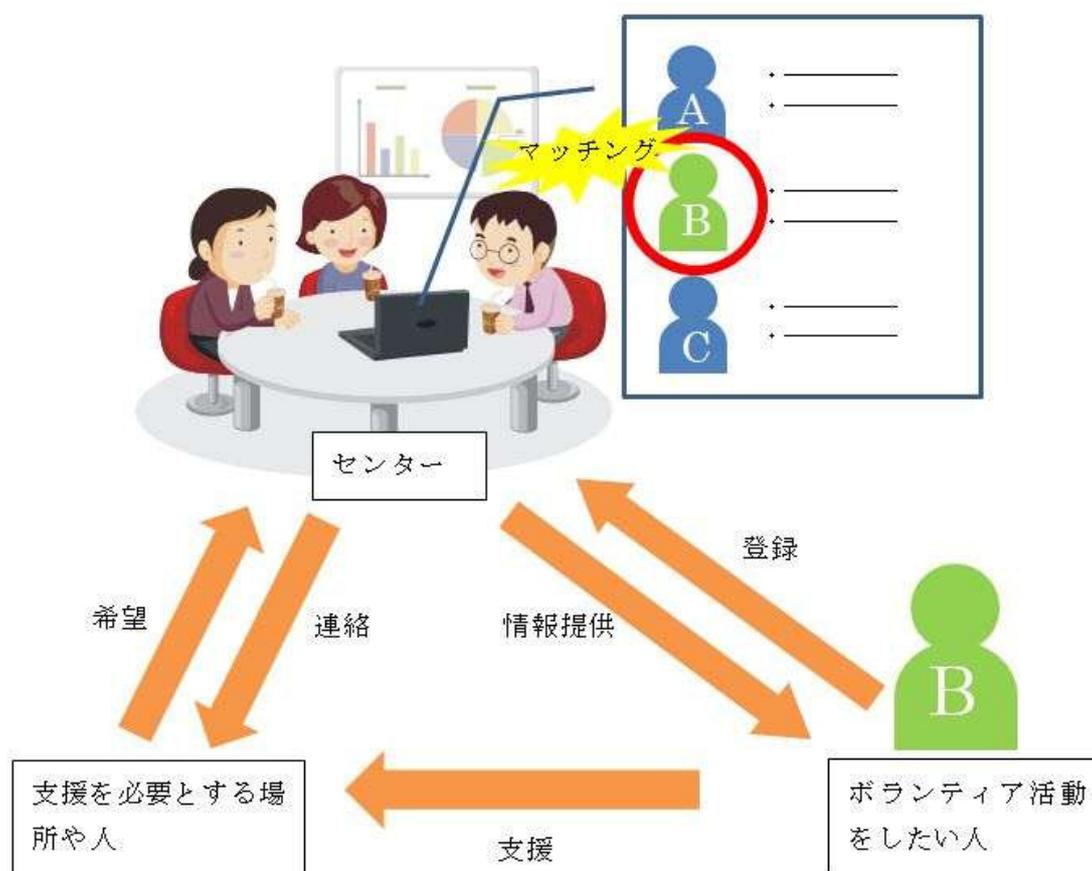
そのため、情報の提供方法についても、具体的な検討が必要です。そして、市民の方々の「困っている人の力になりたい」という思いやりの心を活動の実践につなげるため、身近な場所・方法でボランティア活動に関する情報が得られる環境を整備します。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
ボランティア活動等の情報の収集と提供	地域	○回覧板などを活用し、ゴミ出しの補助や電灯の取替えなど、ちょっとしたお手伝いのボランティアのニーズを収集します。
		○収集したお手伝いなどのボランティアニーズに対応できる地域のボランティアを、回覧板などを活用して募集します。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
ボランティア活動等の情報の収集と提供	市	<p>○スーパーマーケット・コンビニエンスストアを利用したボランティア要望の発信について研究</p> <p>・地域の「ボランティアによる支援を必要とする人」の要望を地域の身近なところで発信できるように、店内に掲示板の設置を依頼するなどの取り組みについて研究します。</p> <p>これにより、「身近な地域でボランティア活動をしたい人」が身近な地域でボランティアの情報を得やすくなるよう努めます。</p>
		<p>○ボランティア情報の効果的なマッチングについての検討</p> <p>・「ボランティア活動をしたい方」と「支援を必要とする場所や人」の希望がスムーズに且つ適切に組み合わせられるようにするために、インターネットを活用したボランティア情報のマッチングシステム（※次ページ参照）について検討します。これにより、ボランティアの力を最大限に生かすことを目指します。</p>
	社会福祉協議会	<p>○ボランティア情報の収集を拡充</p> <p>・社会福祉施設などへのボランティア受入希望調査を拡充するなど、ボランティアニーズのさらなる把握に努めます。</p>
		<p>○ボランティア情報の充実</p> <p>・ボランティア情報を定期的にボランティア登録者に提供するよう努めます。また、ボランティアメールマガジンの運用方法を見直し、効果的なボランティア情報の提供について検討します。</p>

ボランティア情報の効果的なマッチングについての検討

「ボランティア活動をしたい方」と「支援を必要とする場所や人」の希望がスムーズに且つ適切に組み合わせられるようにするため、インターネットを活用したボランティア情報のマッチングシステムについて検討します。これにより、ボランティアの力を最大限に生かすことを目指します。



施策の方針 6

ボランティア活動・市民活動の担い手の育成と発掘

現状と課題

近年、ボランティアやNPO、市民活動グループ等の活動が活発になるなかで、地域の中でより多くのボランティアの担い手育成が求められています。

現在、ボランティアセンターには、福祉の充実を目的としたボランティアグループが176グループ、7,718人が登録（平成24年度）し、活動を行っています。

今後、さらなるボランティア人口の拡大のため、地域の協力を得ながら、啓発活動を進め、新たな担い手発掘に力を入れていくことが大切です。

また、ボランティア活動に関する様々な相談や調整を行うなど、ボランティア活動をコーディネートする人の重要性が増すことが考えられるため、ボランティアの担い手育成・発掘とあわせ、専門的な研修などを行っていくことが望まれます。

取り組み内容

市では、市の設置する市民公益活動促進センターと社会福祉協議会の設置するボランティアセンターにおいて、「ボランティアをやってみたいと思う人」を「ボランティアを必要とする人や組織」などにつなぐボランティアコーディネートを実施しているほか、広く住民にボランティアを知ってもらうための啓発事業やボランティア養成講座の実施など、ボランティア活動の促進に関する事業を行っています。

「市民公益活動促進センター」と「ボランティアセンター」は、それぞれの特徴をいかし、連携を図りながら、さまざまなボランティア活動や市民活動の普及と活性化に取り組んでいます。

しかし、市民福祉意識アンケートからも分かるとおり、市民の多くは、福祉やボランティア活動に対する関心が高く、活動意欲もあるものの、なかなか実際の活動に踏み出せていないのが現状です。

そのため、ボランティア活動に必要な情報の入手、必要な知識・技術の習得といったきっかけづくりに関する取り組みと同時に、楽しみながらボランティアができる取り組みを検討します。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
ボランティア活動・市民活動の担い手育成	地域	○地域のため、地域で困っている人のために、自らできることは何かを考え、できることから活動を始めます。
		○地域のボランティア活動の担い手は、身近な人を活動に誘ってみるなど、新たな人材の確保に努めます。
		○積極的にボランティア養成講座に参加するなど、ボランティア活動について学ぶよう努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
ボランティア活動・市民活動の担い手育成	市	<p>○ボランティア・リーダー研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアについての専門的知識・経験を持った人材が、ボランティアを志す気持ちを持った人の相談をいつでも受けられる環境を整える必要があります。そのため、ボランティア団体等のリーダーを対象に、知識・技術の向上を図るための研修を充実させます。
		<p>○市民公益活動促進センターのコーディネート機能を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公益活動促進センターでは、ボランティア活動を「行いたい」人と、ボランティア活動の「支援を求めたい」人について、必要なコーディネートを行っているので、これを充実させることで、ボランティア活動・市民公益活動のさらなる充実を図ります。
		<p>○ささえあいポイント（ボランティアポイント制度）の研究を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア未経験の人たちがボランティア活動を始めきっかけとして、また、既にボランティア活動を行っている人たちがさらに活動に張り合いが持てるようにすることを目的に、ボランティアポイント制度について研究を進めます。
	社会福祉協会	<p>○ボランティア講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会のニーズに合わせた多種多様なボランティア講座を実施し、ボランティア人材の育成に努めます。
		<p>○ボランティアセンターのコーディネート機能を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターでは、ボランティア活動を「行いたい」人と「支援を求めたい」人について、市の市民公益活動促進センターとの連携により、必要なコーディネートを行っているので、これを充実させることで、ボランティア活動・市民公益活動のさらなる充実を図ります。
		<p>○市内の大学とボランティアセンターとの連携を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア志望の学生が、様々なボランティア活動に参加できるよう、市内の大学とボランティアセンターの連携を推進していきます。

取り組み内容 2

アクティブシニアのボランティア活動・市民活動への支援

取り組み内容

アクティブシニアとは、退職により第一線を退いた人で、趣味や人間関係の構築に意欲的で、心も体も若く元気な高齢者の方たちのことです。

年齢的には、60歳代から70歳代前半ぐらいの人たちを指しますが、近年、年齢に関係なく、80歳を過ぎてもアクティブシニアと呼べる元気な高齢者も増えてきています。

超高齢社会が本格化する社会において、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることが求められる中、周りからの支援が必要な高齢者を支えるマンパワーとして、アクティブシニアの持つ活力と経験に大きな期待が寄せられています。

さらに、ボランティア活動や社会参加活動に参加することは、本人の健康づくりや生きがいづくりにつながり、介護予防にも役立つものと考えられます。

こうしたことから、社会参加に意欲的なアクティブシニアを「地域福祉を支える担い手」として位置づけ、豊富な知識や経験を地域社会に活かしていただくための施策を展開し、自主的かつ継続的に活動できる環境を整備する取り組みを行います。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
アクティブシニアのボランティア活動・市民活動への支援	地域	○アクティブシニア世代の人に対し、それぞれの特技や活動の希望などを知る機会を作り、その人たちの活用を図ることに努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
アクティブシニアのボランティア活動・市民活動への支援	市	<p>○地区公民館を中心とした、アクティブシニアの活動支援</p> <p>・地区公民館では、地域の元気な高齢者が集まって、趣味や健康づくりなど、様々な活動を行っています。そのようなアクティブシニアのグループの活動をボランティア活動や社会貢献活動へと広げるために、公民館の社会教育主事等がボランティア活動への参加の呼びかけに努めます。</p>
		<p>○アクティブシニア向け「社会貢献・アクティブライフガイドブック」の作成の検討</p> <p>・アクティブシニアが社会貢献活動やボランティア活動に取り組む意欲が沸くような魅力的なガイドブックの作成を検討します。</p>
	社会福祉協議会	<p>○退職者を対象としたボランティア講座の実施</p> <p>少子高齢社会において、シニアがいかに充実して主体的な生活を維持できるかが、社会的な問題となっており、増大する介護保険料の軽減や介護予防という観点からも、重要となっています。</p> <p>また、市民参画型福祉社会の担い手としても期待されており、ボランティア活動に関心のある退職者向けに、ボランティア活動へのきっかけづくりのための講座を実施します。</p>

福祉は、一人ひとりの市民が年齢や性別、障害のあるなしに関わらず、人間としての尊厳を持って、地域の中であたりまえに暮らすことを支援しようとするものです。

誰もが地域の中でともに生き、ともに支え合いながら、人としてのしあわせを実感することができる心豊かな福祉の文化・意識が地域に育まれていることにより、本計画が進める共助の仕組みが成り立つと考えられます。

そのため、福祉の文化についての学びや参加、体験の機会を充実し、市民・市・社会福祉協議会が協働して地域福祉を推進する気運を高めることが重要です。

市民が地域福祉の担い手として、様々な活動に積極的に参加し、生きがいを持って、地域の中で暮らすことにより、地域福祉は充実していくものと考えられますが、そのためには、地域の方の多くの理解と協力が必要です。

さらに、地域のすべての人が地域の一員としてその人らしく、生き生きと暮らしていくためには、一人ひとりを仲間として尊重し、支え合い、助け合う意識を育み、福祉や人権について正しい知識を身につけることが大切です。

そのためには、学校や地域での体験学習や生涯学習などの機会を通じて、福祉の文化を身近な存在であることと認識し、広めていく必要があります。

こうしたことから、地域福祉活動へ地域住民の主体的な参加を促進するために、次の4つの要素が地域に育まれていることが重要であると考えられます。

- 1 地域のモラルやマナーが守られ、良好なコミュニケーションが成り立っていること。
- 2 地域福祉活動に関心が持てる環境が整っていること。
- 3 高齢者と若い世代との世代間交流が図られていること。
- 4 高齢者や障害のある方たちなどへの理解が進んでいること。

これらの要素を地域に醸成し、地域住民の力による地域福祉の基礎を築くための取り組みを行います。

施策の方針 7

モラルやマナーの向上

現状と課題

福祉の文化・意識を育むためには、地域において良好な人間関係が育まれていることが必要不可欠です。

そのために、地域住民は、地域における日々の暮らしを営むにあたってのモラルやマナーを意識して行動することが大切です。

しかし、地域の絆が薄まっているといわれる今日、個人の主観的な価値観に基づき行動してしまい、地域社会のモラルやマナーを軽視する人もいます。

市民福祉意識アンケートにおいて、「誰もが暮らしやすい福祉のまちをつくっていくために地域住民として取り組むべきことは何ですか」との問に対して、最も多かった意見として、「住民同士のマナーの向上」が挙げられました。モラルやマナーの低下について多くの関心が寄せられ、市民の問題意識が高いことを確認することができました。

しかし、モラルやマナーは一朝一夕につくられるものではなく、地域の人々との日常的なふれあいや交流を通じ、自然に学ばれていくものです。互いの絆が深まれば、モラルやマナーへの理解も高まり、自分たちの地域を良くしようという意欲へつながると考えられます。

モラルやマナーの向上は、共助を基軸とする地域福祉を推進するうえで、最初に取り組むべき課題であると言えます。

取り組み内容 1

モラルやマナーの向上に向けた地域での啓発活動

取り組み内容

地域住民の間に円滑な人間関係が生まれ、豊かなコミュニケーションが活発となるなど、地域の絆が深まるためには、モラルやマナーの向上が欠かせません。

そのために、まず基本となるのはあいさつです。

あいさつは、相手の存在を認め、相手の心を開き、コミュニケーションをとるための積極的な意思表示です。あいさつによって、お互いを認識しあうことにより、会話のきっかけとなり、交流が生まれると考えられます。

この交流から始まるのがまさに、地域福祉であるといえます。

ここでは、あいさつ運動を主軸として、そこに暮らす人々が他者の存在に関心を持ち、他人の権利を侵害しないよう考えて行動する意識を高めるための活動に取り組みます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
モラルやマナーの向上に向けた地域での啓発活動	地域	○市民が中心となって、隣近所など身近な地域で日頃から互いにあいさつや声かけを行う、「あいさつ運動や声かけ運動」を推進します。
		○回覧板などを活用し、モラルやマナーの向上を呼び掛けるよう努めます。
		○地域住民がお年寄りを大切にする気持ちから、お年寄りの方へ積極的にあいさつしたり、一声かけるなどの行動に努めます。
		○お年寄りや障害のある方などにバスの席を譲ったり、道路の横断や階段などで手助けするなど、気配りのある行動に努めます。
		○通学路での交通指導や下校時の防犯パトロールと併せて、社会人やお年寄りの方々へのあいさつも積極的に行うようにします。

施策の方針 8

福祉教育の推進

現状と課題

地域福祉を実践していくためには、地域における福祉教育の向上が不可欠であると考えます。

福祉教育が目指すものとは、年少者も高齢者も、障害のある人もない人も、すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく社会生活の中でともに支えあい、一人ひとりが生きる喜びを感じ、誇りをもって、心豊かで幸せな生活を送ることができるようにすることです。

これまでの福祉教育は、学校関係者や社会福祉協議会等が中心となって推進されてきました。しかし、福祉教育を実践する上で、実際にどのような取り組みが効果的なのかの検証があまり行われず、同じプログラムの繰り返しや、単発的な体験学習で終わってしまうというケースが多かったように思われます。

福祉教育は、福祉の分野と教育の分野が連携・協働することで成果が生まれる取り組みです。それぞれの専門分野を尊重し、互いに影響しあいながら双方の目的を合致させていくことが必要です。

そのために、福祉系大学やボランティアグループ、NPO団体、福祉関係者の方たちなど地域の様々な社会資源を活用しながら、学校や地域住民の間で福祉教育を展開することが大切です。

取り組み内容 1

地域における福祉教育の推進

取り組み内容

地域住民の主体的な福祉活動への参加を促すためには、地域の教育機関や団体などが連携して福祉教育を推進することで、福祉の心を醸成し、住民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、障害のあるなしや年齢等に関わらず、自らを含めた全員がかけがえのない社会の一員であるという意識を持つことが重要です。

地域には、福祉の専門的知識を持った福祉系大学や福祉の事業関係者の方、さらには福祉活動を実践しているNPO団体など、福祉教育の実践者となりうる人たちがたくさんいると考えられます。

そのような、人たちの協力を得ながら、地域住民への福祉教育の推進を図る取り組みを行います。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
地域における福祉教育の推進	地域	○出前講座（※用語解説）の要請や社会教育講師の派遣要望など、地域で学ぶ機会を設けるように努めます。
		○広報高崎や公民館だよりなどに掲載されている講座や行事などに積極的に参加するように努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
地域における福祉教育の推進	市	<p>○福祉に関する研修会や教室等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長会や民生委員児童委員協議会に呼びかけ、各地域での「ボランティアスクール」「福祉講座」などの学習機会を設けるよう働き掛けます。
		<p>○福祉系大学と連携した講師・アドバイザーの地域への派遣を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育に専門的知識を有する講師・アドバイザーの地域への派遣を福祉系大学に依頼するなどし、地域福祉講座の開催を検討します。
		<p>○福祉系大学と連携した地域福祉に関する市民公開講座の開催を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の福祉系大学と連携し、地域福祉に関する市民公開講座の開催について検討します。
		<p>○各種スポーツ大会への障害者の参加を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・榛名山ヒルクライム、梅マラソン、フットサル大会や各町内の体育祭等の各種スポーツ大会で介助サポーターをボランティア募集するなど、障害者や高齢者などが参加しやすい環境に配慮するよう努めます。

取り組み内容

平成23年度版障害者白書によると、障害のある人に対する理解を深めるための啓発広報等に係る施策として、「福祉教育の推進」が掲げられています。

この中で、福祉教育を推進する意義としては「障害のある子どもと障害のない子どもや地域の人々が活動を共にすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会である」と考えられており、本計画の基本目標3「福祉の文化・意識を育むまちづくり」で目指す理念とも共通するものです。

市民福祉意識アンケートによると「福祉への理解を深めたり、助け合いや思いやりの心を育んだりするための福祉教育の方法として、どのようなことが必要だと思いますか」との設問に対して、多かった意見として、

- 1 職場や学校で、福祉活動やボランティア活動に取り組む機会を設けること。
- 2 子どもに対して、福祉に関する学習の機会を増やすこと。
- 3 子どもが高齢者や障害のある人などと交流できる機会を増やすことなどが挙げられました。

これらのことから、学校や家庭、職場における福祉教育を推進するために、高齢者や障害のある人、地域の支援者などと協働し、共に生きる社会を形成できる主体的な実践力を身につけるための効果的な取り組みを行います。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
学校や家庭、職場における福祉教育の推進	地域	○福祉施設の施設外活動や販売実習に積極的に参加するよう努めます。
		○親が積極的に地域とふれあう活動を行い、子どもの地域福祉への理解が深まるよう努めます。
		○日常生活の中でも、意識的に地域の人との交流の機会を持つよう努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
学校や家庭、職場における福祉教育の推進	市	○学校の授業や企業の研修に講師を派遣 ・学校の授業や企業の研修に障害者団体やNPOで活動する人など、障害者本人や専門知識を持った人の講師派遣を推進します。
		○認知症や虐待、障害者理解などの推進 ・認知症や虐待、障害者理解などの福祉のテーマを学校教育の中に取り入れます。
	社会福祉協会	○学校における福祉学習の支援及び啓発 ・小学校など学校における福祉学習へ福祉機器の貸出や講師派遣を行い、福祉学習への支援及び啓発を行います。
		○企業が実施する福祉学習への支援及び啓発 ・企業やNPOが行う福祉学習を目的とした職員研修などに、福祉機器の貸出や講師派遣を行い、福祉学習への支援及び啓発を行います。

取り組み内容 3

障害の正しい理解と適切な対応を学ぶ活動の推進

取り組み内容

障害のある人が地域の中で、一人の人間として尊重され、地域の中で暮らしていくには、地域の人達の理解と支援が重要です。

そのためには、障害のある人に対する偏見や差別の意識などを取り除き、すべての人が障害や障害のある人に対しての正しい理解や対応を身につける必要があります。

市民福祉意識アンケートでは、誰もが暮らしやすい福祉のまちをつかっていくために地域住民として取り組むべきこととして、「高齢者や障害のある人との交流」が高い割合を示しています。

そこで、障害に対する正しい理解が得られるよう、障害のある人とともに活動し、ふれ合う機会を促進する取り組みを行います。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
障害の正しい理解と適切な対応を学ぶ活動の推進	地域	○高齢者や障害のある人などの立場の体験学習をしたり、本人から話を聞く機会を設けるよう努めます。
		○市や福祉施設などが実施している福祉に関する講演会などに、積極的に参加するよう努めます。
		○各家庭内で、福祉に関する社会事情や地域福祉活動について話し合う時間を作ります。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
障害の正しい理解と適切な対応を学ぶ活動の推進	市	○出前講座を利用した各種研修会の開催 ・障害を持つ人を講師とした「出前講座」を開催します。
		○障害者理解のための各種講演会等を開催 ・市民を対象とした障害者理解のための講演会の開催に努めます。

施策の方針 9

世代間交流の促進

現状と課題

少子高齢化や核家族化、都市化の進展により、昔のような家庭や地域社会における異なる世代間のかかわりが薄れてきています。

元来、世代を超えた交流は、家族や地域の日常生活の中に自然に存在していました。家庭においては、親世代が働く間、祖父母が子どもの世話をするという世代のふれあいがありましたし、地域では、大人は子どもたちを見守り、教育するということが当たり前のように行われていました。

こうした、世代を超えたふれあいをとおして、お互いの違いや多様な価値観を認め合い、共に生きる社会が自然に培われていたと考えられます。

しかし、今日、高齢者と接することが少ない子どもたちに、「お年寄りを大切にしましょう」と言うだけで、本当に子どもたちはそのような心を持ってくれるのでしょうか。

昨今の状況を鑑みると、世代間の交流を意図的につくり出し、相互理解を深める必要があるといえます。

世代間交流を通じた福祉の文化・意識を育むためには、子ども、若者、中高年、高齢者などがお互いに自分たちのもっている能力や技術を出し合い、一人ひとりが主役となって活動し、交わりあうことが重要です。

そのために、地域福祉の推進という共通目標をとおして、世代間交流を推進する取り組みを行います。

取り組み内容 1

地域における世代間交流

取り組み内容

地域には、世代ごとの集合体が形成されていることが多く、それぞれが地域の特性を生かした行事やイベント活動などを実施しています。例えば、子ども世代であれば育成会、PTAの活動であったり、高齢者世代であれば長寿会や公民館等での活動団体などが考えられますが、それらの活動では参加する世代がある程度限定している現状が見受けられます。

しかし、それぞれの活動に他の世代の人たちが参加して協力しながら実施している地域も見られます。こうした企画は世代間交流の実践的取り組みであると言えます。

そのため、地域における各世代の活動の機会を、世代間交流を図る絶好の機会と捉え、合同で活動を行うことや、こうした地域の行事やイベントなどを協力して実施するなど、各世代の集合体が積極的に協働できるように支援し、人と人のふれあいを基本に、支え合い、助け合いの意識が芽生え、福祉の文化が育まれるような取り組みを行います。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
地域における世代間交流	地域	○地域の芸能祭や文化祭などの催しにおいて、子どもから高齢者まで幅広く参加できるように工夫します。
		○長寿会、育成会などの地域の団体が連携し、合同で実施できる行事を開催できるよう努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
地域における世代間交流	市	<p>○世代間交流の促進に向けた働き掛け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成会や長寿会などが、合同で行事や社会貢献活動を行うなど、世代間交流を図るための連携に向けた働き掛けを行います。
		<p>○長寿センターや公民館等の公共施設での多世代交流事業の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の育成会やPTAなどと連携し、長寿センターや公民館等で子供たちと高齢者が交流する事業の充実を図ります。

地域福祉は、地域の人たちの力により推進が図られることが重要ですが、福祉課題のなかには、個人的な情報に関わるものがあり、困りごとを抱える人の情報が表面化しないことにより、地域の支え合いや助け合いによる解決を図ることが難しいものもあります。

住民が福祉に関する課題を抱えることとなった時、まずは自分で解決していくための判断や自己決定することが必要となります。

そのためには、住民にとって解決のための判断材料となる情報がいつでもスムーズに入手することができるよう、情報を取得するための環境をその人の身近なところに整えておく必要があります。

さらに、地域福祉をささえる重要な担い手として、民生委員・児童委員がいますが、近年の一人暮らし高齢者や困りごとを抱える人の増加により、民生委員・児童委員一人ひとりが抱える案件も増えるとともに、解決が難しいものも多くなってきています。

これらのことから、民生委員・児童委員がさらに意欲的に地域福祉の活動に取り組んでいただくために、活動を支援していくことを目指します。

また、個人情報の保護の重要性が叫ばれるなか、困りごとを抱える人や、支援が必要な人の生命にかかわる情報や課題解決のための有効な情報までも共有が図れず、見過ごされてしまうケースが見受けられます。

個人情報には配慮しながらも、支援関係者には支援を行うための手掛かりとなる情報を適切に提供することが大切です。

その代表例といえるのが災害時の避難行動要支援者（※用語解説）の情報共有です。

災害はいつ起こるか分かりません。平常時から避難の支援が必要な人の情報が身近な人に共有されていなければ、いざという時に避難が遅れ、救えるはずの命が失われることにもなりかねません。

そのため、地域で災害に備えるために避難行動要支援者の情報を地域で共有するための取組みや、そのための支援を行います。

さらに、地域の人たちでは解決が難しい、個人の人権に関わる問題や生活に困窮した人たちへの支援などについて、それらの福祉課題を総合的にとらえ、漏れのない支援を行うための仕組みづくりを目指します。

施策の方針 10

福祉サービスの利用しやすさの向上

現状と課題

市では、これまで「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「次世代育成支援行動計画」「障害者福祉計画・障害福祉計画」などの分野別計画に基づき、主に高齢者、児童、子育て家庭、障害者などを対象とした各種福祉サービスを実施しています。また、「健康増進計画」などに基づき、市民の健康診断や健康づくり事業なども推進しています。

しかし、地域でどのような福祉サービスに関する活動が行われているのか、また市が地域の中でどのような福祉サービスに関する事業を実施しているのかよく分からないという声も聞かれます。

利用者が福祉サービスを自己選択、自己決定していくためには、十分な情報提供がなければなりません。そのためにはサービス提供者の情報を分かりやすく伝えること、また、福祉情報にアクセスしやすくしていくこと、さらに必要な情報が必要な人に届く、あるいは、情報の効果性や効率性を高めていくことも必要です。

さらに、福祉サービスが必要となった人に、相談窓口においては、相談のあった生活課題を一面的に検討するのではなく、現在から将来にかけての生活を踏まえて、総合的かつ継続的な視野で検討し、適切なサービスにつなぐことが必要です。そのために、関係機関の間で、利用者等に関する情報を一元化していくことも求められます。

これらを踏まえ、現在提供されている福祉サービスについて、より多くの方に知っていただき、利用しやすい環境をつくるための方策について検討します。

取り組み内容

市民の福祉サービスに関する主な情報については、市の窓口のほか広報紙、ホームページから入手する方が多く、行政が大きな役割を担っています。

しかし、福祉に関する情報は多岐にわたっており、内容も複雑で、市民福祉意識アンケートの意見にもあるとおり、「どこに、どのように連絡して情報収集してよいのか分からない」という声があります。

日頃の介護や育児に関する悩み、自分の健康や生活の不安などについては、様々なサービスがあることがわかっても、そのサービスを受けられるのか、どこへ相談すればよいのかを判断するのが難しいことがあります。

そのような悩みや不安を抱えた人の身近なところに気軽に相談できる相手がいれば、その人からサービスの情報を伝えたり、関係機関に連絡をしたり、地域の活動に誘うことなどが重要です。

そのためには市、社会福祉協議会、地域で活動する団体、地域の施設、民生委員・児童委員などが情報を共有し、連携してきめ細かな対応をしていくことが重要です。

さらに、福祉サービスの利用者が、利用時に不満を持ったこととして、情報の入手のしづらさや利用方法が分からないといったことがあります。

これらのことから、必要な人に必要な情報が届くような体制づくりを行うとともに、情報を一元的に提供できる仕組みや公的制度を分かりやすく周知していくための方法について、検討します。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
福祉サービスの情報提供	地域	○民生委員・児童委員や地域の福祉活動の担い手は、地域の会合の場などを活用し、福祉便利帳（仮称）を用いて、地域住民に福祉の制度や福祉サービスなどについて分かりやすく説明する機会を設けるように努めます。
		○回覧板などを活用し、地域独自の福祉活動を周知するよう努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
福祉サービスの情報提供	市	○福祉便利帳（仮称）の作成・配布を検討 ・福祉の制度について分かりやすく説明し、また福祉関係機関の連絡先等を一覧にした冊子を作成し、民生委員・児童委員や地域の福祉活動の担い手などに配布することを検討します。
		○市ホームページなどを活用した情報提供 ・必要な人に必要な情報を届けるための福祉・介護・子育て支援情報やボランティア情報の発信について、市ホームページの活用など、さらなる充実を図ります。

取り組み内容

現在、市民の身近な相談窓口として、市の福祉関係窓口や各支所の市民福祉課のほか、総合保健センターをはじめとする市内6か所の保健センターなどがあり、高齢者や障害のある人、子どもまでのさまざまな福祉に関する相談を受け付けています。

高齢者や障害のある人などの対象者毎の相談体制の整備については、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの推進や、障害者相談支援事業所を中心とした地域で障害のある人の暮らしを支える仕組みづくりなどを進めています。

また、さまざまな課題を抱えている子どもや家庭に対しては、各相談機関（こども発達支援センター、こども家庭課など）が相談を受け必要な支援を行っています。

今後は、すでに行われている高齢者や障害のある人、子どもなどへの支援の仕組みをさらに充実させるとともに、相談機関の相互連携など、市民一人ひとりに必要な支援を提供できるようなネットワークづくりが重要となります。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
身近な相談支援体制の整備	地域	○町内公民館などに見守箱を設置し、地域の住民は、普段の生活の中で気づいたことや気がかりなこと(知り合いの人で最近見かけない等)、さらには不安と感ずることなどを投書し、気軽に相談できるようにします。
		○町内会においてボランティアの募集と支援組織の設置を行います。必要に応じNPO法人とも連携を図りながら運営を行ないます。 (毎日見守箱を開け、内容に応じ状況確認に行ったり、専門機関につなぐなど。)

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
身近な相談支援体制の整備	市	○ふれあい・いきいきサロンなどを通じた日常生活の相談支援 ・サロンなど、地域の身近な交流拠点で、日常の困りごと相談などを受けられるような環境づくりに取り組みます。
		○地域包括支援センターや在宅介護支援センターでの相談の充実 ・地域包括支援センターや在宅介護支援センターでの相談の充実を図ります。
		○高齢者等あんしん見守りシステムを活用した相談事業 ・あんしん見守りシステムの緊急通報装置を利用して、設置している高齢者の健康不安や困りごと相談に応じます。
	社会福祉協議会	○手話通訳派遣事業の充実 ・手話通訳者派遣事業を通じて知り得た聴覚障害者の生活上の課題を解決につなげるための支援をします。支援機関の情報を収集することはもちろん、対応する職員には、支援に関する幅広い知識が求められます。職員はスキルアップを目指し、研修会や学習会に積極的に参加します。
	○各種相談事業の充実、強化 ・心配ごと相談や高齢者電話相談事業(やすらぎ電話)等の相談事業体制の充実、強化を図るとともに、広く相談事業を周知するための啓発活動のより一層の推進を図ります。	

施策の方針 1 1

民生委員・児童委員の活動の充実

現状と課題

民生委員・児童委員は、地域において援助を必要とする生活困窮者、高齢者、障害のある人、子ども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って援助・相談支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力しています。

近年、少子高齢社会の到来に加え、児童虐待、高齢者虐待、ひきこもり、不登校など地域における新たな福祉課題が生じ、福祉的な援助や専門機関との連携がより一層必要となり、職務内容が多様化・複雑化・専門化する傾向にある中で、民生委員・児童委員の役割はますます重要になっています。

さらに、地域で孤立し、行政からの支援や情報が届かなかつたり、自ら援助を求めることができない世帯もあり、こうした世帯に対し、必要な援助を行い、地域での暮らしを支えるといったことを民生委員・児童委員が行う場合もあります。

このように、民生委員・児童委員の活動は高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活保護など、福祉の幅広い分野に及んでいます。また、受け持つケース事案も増加しており、行政機関や専門機関との連携がより一層、重要となる中、そのための知識と経験も求められています。

市で行った民生委員・児童委員に対するアンケート調査によると、「民生委員・児童委員の活動を行いやすくするための行政等の取り組みとして、今後必要になると思われるのは、どのようなことですか」との問いに対し、「民生委員・児童委員活動の市民への周知を強化する」、「公的機関からの情報提供を強化する」、「民生委員・児童委員を増員する」、「民生委員・児童委員の活動を補佐する仕組みを構築する」などが挙げられました。

これらのことを踏まえ、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりをさらに進めていく必要があります。

取り組み内容 1

民生委員・児童委員への支援

取り組み内容

民生委員・児童委員が担う業務は複雑化し、また増大している状況にあります。

一人暮らし高齢者基礎調査などの市や社会福祉協議会から依頼される業務や、関係機関との連絡調整など、民生委員・児童委員が担う役割の重要性と業務が増していることから、民生委員・児童委員へのさらなる支援が求められています。

さらに、「民生委員・児童委員の活動内容が市民に正しく理解されていないため、住民からの積極的な協力が得られないことがある。」「報酬をもらっていると誤解されている。」などの民生委員・児童委員からの声もあることから、民生委員・児童委員活動に対する地域の住民の理解を高める必要もあります。

このため、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めていくために、支援のあり方についてさらに検討を進めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
民生委員・児童委員への支援	地域	○回覧板や地域での各種集会の場などを利用し民生委員・児童委員活動に対する理解を促進することにより、活動が行われやすい環境づくりに努めます。
		○地域の中から、次期民生委員・児童委員の候補者を発掘するよう努めます。
		○民生委員児童委員協議会は、支援方法や福祉知識の学習などを目的とした研修活動の充実に努めます。
		○町内会や地域の福祉活動団体などは、民生委員・児童委員の活動について学び、活動への理解や協力に努めます。
		○民生委員・児童委員やその他地域福祉活動の担い手などは、地域の福祉課題解決に向けて連携・協力するよう努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
民生委員・児童委員への支援	市	<p>○民生委員・児童委員の業務について研究</p> <p>・民生委員・児童委員の業務は、複雑化・増大化する傾向にあるため、活動を円滑に行っていただけるよう、業務を工夫するなどの研究をします。</p>
		<p>○新任民生委員・児童委員のための研修等の充実</p> <p>・特に、初めて活動を行う新任の民生委員・児童委員には、きめ細やかで参加しやすい研修会となるよう工夫し、民生委員・児童委員活動の一層の充実を図ります。</p>
		<p>○民生委員・児童委員の活動理解に向けたPR</p> <p>・民生委員・児童委員自身のやりがいを高め、活動しやすい環境を整えるため、民生委員・児童委員活動に関する地域住民の理解が図られるよう、機会があるごとに市民にPRをしていきます。</p>
	社会福祉協議会	<p>○民生委員児童委員協議会の組織の充実</p> <p>・区域担当民生委員と主任児童委員が一堂に会し、それぞれの活動を把握し、連携して活動するための研修会を開催します。</p>

施策の方針 1 2

避難行動要支援者を支援する体制の強化

現状と課題

災害による被害を未然に防ぐためには、災害に対する日頃の備えの有無が被害の規模を大きく左右します。

そして、災害時には、身近な市民が互いに支援しあう仕組みが必要であり、そうした体制づくりが急務となっています。特に、地域での支え合いや助け合いが不可欠な大規模災害時において、公的支援が届くまでの近隣住民相互の助け合いによる仕組みについて、平常時から地域の中で確認しておく必要があります。

本市では、町内会を中心とした自主防災組織が多く結成され、地域における自主防災活動を行っています。また、民生委員・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」も進められています。

災害対策の推進にあたっては、市全体としての総合的な取り組みが重要ですが、中でも要介護認定者や重度の障害を持つ人など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援は大きな課題となっています。

本市では、風水害や地震などの災害時に、自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、安全かつ確実に避難できるよう、平常時から要支援者に関する情報の把握や防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導などの避難支援体制を確立することを目的として、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、自主防災組織をはじめとする地域の支援団体と連携しながら災害時の要支援者支援を進めています。

さらに、災害に備え、平常時から地域における避難行動要支援者を把握しておくことが必要と考え、市が備える避難行動要支援者名簿の情報を本人の同意を得た上で、個人情報に配慮しつつ地域へ提供する取り組みを行います。

取り組み内容

東日本大震災では、高齢者や障害者といった人たちに多くの犠牲者が出たことが大きな問題となりました。

災害発生時においては、「自分の命は自分で守る」という自助の意識が求められていますが、要介護状態にある人や重度の障害を持つ人などの、いわゆる避難行動要支援者が、自ら避難することは困難であるため、地域全体で「自分達の地域は自分達で守る」という共助の意識を持つことが重要です。

また、要支援者の避難誘導や安否確認を行う地域の支援者や近隣の住民は、例えば、近くに住む要支援者を避難誘導する道順を把握しておき、災害時に一緒に避難することを心掛けるなど、平常時からその役割について認識し、確認しておくことも重要です。

このため、市では、地域での避難行動要支援者への避難支援等を強化するため、町内会をはじめとした関係機関へ提供する「避難行動要支援者名簿」の作成を行っています。

今後は、日頃から、要支援者本人や、その家族が隣近所の方々と交流を持ち、地域が連携して見守りや声かけなどを行うことで、災害時に要支援者の避難支援を安全かつ確実にを行う体制の確立を図るとともに、避難行動要支援者名簿の活用などを通じた地域における要支援者の支援に関する取り組みを行います。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
災害時の避難行動要支援者の支援	地域	○町内会などにおいて、市から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の把握に努めます。
		○町内会などにおいて、避難行動要支援者の見守りマップ作成など、分かりやすい情報共有の仕組みづくりに努めます。
		○近隣同士のコミュニケーションの機会づくりを行い、避難行動要支援者情報や、災害発生などの状況に応じた支援方法の共有に努めます。
		○避難行動要支援者の支援者を設定し、支援関係者連絡先一覧表の作成や配布などにより、支援者の周知に努めます。
		○避難行動要支援者の特性などに配慮し、地域独自の避難行動要支援者支援マニュアルの作成に努めます。
		○地域の自主防災組織等が実施する防災訓練に避難行動要支援者も参加できるように配慮した訓練に努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
災害時の避難行動要支援者の支援	市	<p>○避難行動要支援者名簿の地域提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に一人では避難できない高齢者や重度の障害を持つ人を、本人の同意を得て掲載した避難行動要支援者名簿の地域への提供を推進します。 ・地域に提供する避難行動要支援者名簿への掲載に同意・不同意の意思表示が確認されていない人の確認作業を進めます。又、名簿掲載不同意の人の支援方法について研究します。
		<p>○災害時の地域での行動マニュアルの作成および研修等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、指定避難所や福祉避難所（※用語解説）を掲載した防災マップや地震時の行動マニュアル等を高齢者や障害者に分かりやすく作成して住民等に配布し、さらに研修の実施などにより防災知識の普及啓発に努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
災害時の避難行動要支援者の支援	市	<p>○地域での避難行動要支援者を支援する体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時を想定した地域での要支援者支援体制を地域の町内会組織や地区社会福祉協議会を中心に整えるための技術的助言や講演会などの支援を行います。
		<p>○災害発生時の保健活動マニュアルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に避難所や福祉避難所の避難者、在宅の避難者、仮設住宅の避難者などの保健活動で中心的に活動する保健師や市職員の保健活動マニュアルを作成します。
	社会福祉協議会	<p>○災害救援ボランティアセンターの体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が起きたとき、迅速に災害救援ボランティアセンターを設置できるように、日頃からボランティアの育成や体制づくりを推進します。

取り組み内容

災害発生時には、避難所の確保やその運営が課題となります。

本市では、平成22年度に、高崎市地域防災計画にて災害時避難行動要支援者のうち、学校の体育館等の指定避難所で避難生活を送ることが困難な、在宅の寝たきり高齢者や重度の障害者を対象に、福祉避難所の制度を創設しました。

この福祉避難所は、市有施設のほか民間の社会福祉法人・医療法人と協定を結び、災害時に施設内に福祉避難所を開設し、これらの対象者を受入れるものです。

今後、受け入れ施設の拡大や、新たな福祉避難所の確保、そしてより広範な災害時避難行動要支援者の支援に向け、地域住民や福祉施設と市が協働で取り組みます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
災害時の避難行動要支援者の避難先確保	地域	○地域の一時避難所（例 集会所、住民センターなど）を設置し、避難ルートの設定および避難場所の周知に努めます。
		○最寄りの福祉避難所と避難ルートを把握しておき、いざという時に迅速に避難できるよう努めます。
		○一時避難所や福祉避難所の場所、避難ルートを記載したマップを作成するなどして、地域内での情報共有に努めます。
		○自主防災組織などにおいて、一時避難所や福祉避難所への避難訓練の実施に努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
災害時の避難行動要支援者の避難先確保	市	<p>○福祉避難所の開設と運営マニュアルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に福祉避難所を早期に開設するための方法や開設した際の運営方法などについて検討し、開設・運営マニュアルを作成します。
		<p>○福祉避難所の指定およびガイドラインの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所として指定した市有施設のほか、社会福祉法人等の協力を仰ぎ、福祉避難所として活用できるようにあらかじめ依頼又は協定を結ぶとともに、福祉避難所の運営に関するガイドラインの作成を検討します。
		<p>○福祉避難所の設置・運営訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取り組みが円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施することに努めます。
		<p>○福祉避難所などにおける介助者等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、介護保険の訪問活動系事業所の職員、手話通訳者団体等の支援体制の確保に努めます。

福祉避難所の指定及びガイドラインの作成

災害発生時に避難行動要支援者の適切な避難先を確保できるよう、市内の公共施設や民間の施設などに福祉避難所の指定を進め、災害発生時に迅速かつ円滑に福祉避難所が開設されるようガイドラインの作成に取り組みます。



施策の方針 1 3

総合的な支援体制の整備

現状と課題

地域の人たちの日々の暮らしの中で発生する困りごとや悩みごとなどの生活課題は、多種・多様に存在しています。

福祉に関する生活課題のほとんどは、行政や社会福祉協議会、さらには民間が設置する相談機関等で相談を受け、公的なサービスや民間のサービスなどの制度利用により、適切な支援に結びついていると考えられます。

高齢者の包括的な支援については、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域包括支援センターを拠点とした取り組みを行います。

また、生活困窮や権利擁護など、さまざまな要因が複合的にかかわり、専門的な支援が求められる課題については、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援体制を整備する必要があります。

生活困窮者の課題については、国において、生活困窮者自立支援法が平成25年12月に成立し、平成27年4月から制度が施行されることから、本市においても自立相談支援事業等の実施に向けた取り組みを行います。

権利擁護については、今後、超高齢社会が本格化する中、認知症高齢者や一人暮らし高齢者などの増加により、権利擁護の役割を担う後見人（※用語説明）のニーズが増大することが予想されます。市においても高齢者や障害者の福祉を増進する観点から、市民後見人を確保できる体制を整備・強化するとともに、地域においても、市民後見人の活動支援に取り組むことが求められます。

取り組み内容 1

地域包括ケア体制の推進

取り組み内容

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるための仕組みとして「地域包括ケアシステム」の推進への取り組みが急務となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、平成37年（2025年）において本市の総人口は減少する一方、高齢者人口は10万人を超え、高齢化率が29.8%となりおよそ3.4人に1人が高齢者という状況になるものと見込まれています。

このような高齢社会を支えるための地域包括ケアシステムは、地域包括支援センターを「地域包括ケアの拠点」として、保健・福祉・医療・介護の関係機関のほか、区長、民生委員・児童委員やボランティアなどの地域の様々な社会資源と協働するための新たな仕組みづくりやネットワークの構築が求められています。

このため、地域包括支援センターの機能強化や関係機関とのネットワーク形成などの取り組みを行います。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
地域包括ケア体制の推進	地域	○民生委員・児童委員、その他町内会の役員など福祉活動の担い手は、連携を密にし、日常的な活動を通じて把握した地域の福祉課題やニーズをプライバシーに配慮しながら情報共有するよう努めます。
		○地域で活動するNPO団体やボランティア団体、福祉事業者などは、その活動を通して把握した課題に関し、必要に応じて市や市社会福祉協議会に報告・協議し、解決に向けた取り組みを進めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
地域包括ケア体制の推進	市	<p>○地域包括支援センター運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる支援を行います。
		<p>○民生委員・児童委員からの情報収集の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが中心となり、地区民生委員児童委員協議会において、地域の福祉課題を積極的に把握する取り組みを行います。

取り組み内容

平成25年4月現在、生活保護受給世帯は全国で215万世帯を超え、本市においても2,380世帯となっており、とりわけ、稼働年齢層の受給が増加している傾向にあります。また、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯も増加しており、生活困窮に至るリスクの高い低所得層の増加が目立っています。

このことから、生活保護世帯の自立支援に取り組むとともに、生活困窮者支援の充実・強化に総合的に取り組み、特に、就労可能な市民に対して、生活保護に至る前の段階から早期に就労・相談支援等を行い、生活困窮状態の解消を目指す必要があります。

これらのことを踏まえ、国では新たな生活困窮者支援制度について、平成27年度からの本格実施を目指し、モデル事業等を行うなどして、制度設計を行っているところです。

本市においても、国の動向を踏まえ、生活困窮者支援に関する体制づくりに取り組みます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
生活困窮者の自立支援	地域	○隣近所や地域の人との連携・情報共有の促進を図ることにより、地域で生活に困っている人を把握するとともに、自立を支援するよう努めます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
生活困窮者の自立支援	市	<p>○生活困窮者自立促進支援事業の検討</p> <p>・そのままでは生活保護受給者になりかねない人の自立支援策の強化を図るため、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施に向けた準備を行い、施行後は実行性のある事業に取り組みます。</p> <p>特に、自立相談支援事業については、情報とサービスの一元化に向けた検討を行い、ワンストップ型の窓口を目指します。</p>
	社会福祉協議会	<p>○生活福祉資金貸付事業の機能強化</p> <p>・関係機関との連携強化などにより、業務運用体制の充実を図ります。</p>

取り組み内容

福祉サービスの提供が行政による「措置」からサービス提供者と利用者による「契約」へ移り変わり、利用者自身が自らの判断で自分に合ったサービスを選択できるようになりました。

しかし同時に、判断能力の十分でない認知症高齢者、重度の知的障害者、精神障害者等にとっては、適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しいことから、こうした方達も安心してサービスの提供を受けられるような方策が必要になっています。

また、認知症などによって、判断能力の十分ではない高齢者や心身機能が低下している高齢者に対しての虐待や詐欺行為が社会問題になっています。

そのため、相談窓口や関係機関のネットワークによる高齢者虐待の防止への取り組み、金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業（※用語説明）や後見制度の利用促進など、権利擁護に関する施策を推進します。また、地域福祉活動の支援や調整を行う地域福祉コーディネーターとの連携を図ります。

取り組み内容	取り組み主体	取り組みの例
権利擁護の推進	地域	○近隣の人や自らが権利擁護を必要とする場合に、困りごとを抱え込むことなく、相談できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用など、権利擁護に関する制度についての理解に努めます。
		○今後ニーズが高まることが予想される市民後見人は、市民の自発的な協力による人材の確保が期待されます。そのため、市民後見人養成講座の積極的な受講を心がけます。

取り組み内容	取り組み主体	取り組む事業
権利擁護の推進	市	<p>○日常生活自立支援事業の推進</p> <p>・市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業を推進していくため、必要な支援を行います。</p>
		<p>○市民後見人の活動支援</p> <p>・市が実施した市民後見人養成事業により、市民後見人として家庭裁判所に登録された人たちに、更なるスキルアップのための講座や専門職による活動の支援を行います。</p>
		<p>○成年後見センターの設置・市民後見人の育成・活用</p> <p>・成年後見制度に関する相談支援や啓発活動、市民後見人の養成と活動支援などを行う成年後見センターの設置について研究します。</p>
	社会福祉協議会	<p>○日常生活自立支援事業の関係機関との連携の強化</p> <p>・認知症高齢者などの増加に伴い事業ニーズが高まる中、市や成年後見人などの関係機関などとの連携強化を図ります。</p>
		<p>○権利擁護事業の推進</p> <p>・日常生活自立支援事業等の権利擁護事業と積極的に推進し、担当地域の認知症高齢者や一人暮らし高齢者などのニーズへの対応を図ります。</p>

成年後見センターの設置・市民後見人の育成・活用

成年後見センターは、成年後見制度に関する市民からの相談を受けたり、市民後見人の養成や支援を行うことにより、後見制度の利用促進が図られるための中核的な役割を担う機関として、設置についての研究を行います。

